

生駒市条例第 17 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「から第 32 項まで、第 34 項、第 37 項又は第 38 項」を「、第 31 項、第 33 項、第 36 項又は第 37 項」に改める。

附則第 9 条中「第 15 項、第 16 項、第 35 項、第 37 項、第 41 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項、第 53 項、第 54 項、第 55 項若しくは第 58 項」を「第 14 項、第 15 項、第 32 項、第 34 項、第 38 項、第 41 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項から第 52 項まで若しくは第 55 項」に、「第 38 項」を「第 37 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。